

「厚生労働食堂 霞が関店」における
喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置に関する工事について

厚生労働商事株式会社

今回「厚生労働食堂 霞が関店」において実施する受動喫煙を防止するための措置は、以下のとおり、受動喫煙防止対策助成金交付要領の第5の1の(2)の②に定める要件を満たすよう設計されたものであることを申し出ます。

1. 受動喫煙を防止するための措置の内容について

現在、客席（全客席数 80 席）の 2 割を喫煙席、残りを禁煙席とし、喫煙席と禁煙席の間は出入口を除きパーティションで区切っている。今回、喫煙席における粉じん濃度の条件を満たすよう換気能力を強化することで受動喫煙の程度を低減させるものである。

2. 事業場内における現状について

浮遊粉じん濃度はデジタル粉じん計（P社製 型式名 QR-50S）により測定した。

- ・現在の喫煙時間帯の喫煙席内における平均浮遊粉じん濃度 0.20 (mg/m³)

※ 最も利用者の多い土曜日 19:00~21:00 における実測値

- ・喫煙席の喫煙可能時間帯の平均喫煙本数 18 (本/時間)

最も喫煙者が多い時間帯で測定し、測定値の平均が 0.15 (mg/m³) を超えることを確認してください。

3. 浮遊粉じん濃度 0.15 (mg/m³) 以下を満たすための時間当たりの必要換気量

「職場の喫煙対策のすすめ—受動喫煙防止のために—」中央労働災害防止協会（2009）p.101 を参考にして、以下のとおり算出した。

$$\text{必要排気風量 (m}^3/\text{h)} = \frac{10 \text{ (mg/本)} \times 18 \text{ (本/h)}}{0.15 \text{ (mg/m}^3\text{)}} = 1,200 \text{ (m}^3/\text{h)}$$

2. の「喫煙席の喫煙可能時間帯の平均喫煙本数」を代入してください。他は固定値。

4. 喫煙区域内の換気方法について

既存の換気設備（A社製 型式名：BC-75D 処理風量 700 m³/h）が経年劣化しているため、これを廃することとし、新たに天井埋込型のシロッコファン（X社製 型式名：YZ-100A）を喫煙席内 2 箇所を設置し、喫煙席内の空気を屋外に排気する。

処理風量については、「強」900 (m³/h)、「弱」745 (m³/h) の 2 つがあるが、通常は「弱」で使用する予定である。

上記換気装置 2 台による理論上の処理風量は、745 × 2 = 1,490 (m³/h) となる。

以上より、

$$\text{換気装置による処理風量 } 1,490 \text{ (m}^3/\text{h)} > \text{必要換気量 } 1,200 \text{ (m}^3/\text{h)}$$

となり、受動喫煙を防止するための措置のうち、喫煙区域における浮遊粉じん濃度の要件を満たすこととなる。

工事後に喫煙区域の浮遊粉じん濃度を実測する際、設置条件等によって換気装置等の理論上の処理風量を下回り、要件に合致しない場合があることから、必要換気量等に対し余裕を持たせるよう努めてください。